

観光施設での新型コロナウイルス感染症防止対策のための機器の導入に補助金が活用できます。

補助率1/2

対象となる観光施設

訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される以下の施設となります。

(1) 神社、寺院、又は教会

由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内(庭園を含む。)が優れているもの。

(2) 城跡、城郭、又は宮殿

古代から近世に至る軍事や行政府等としての目的で建造されたもの。

(3) 庭園又は公園

鑑賞や散策などのために造成されたもの。

(4) 動植物園又は水族館

動植物を飼育し展示しているもの。

(5) 博物館又は美術館

歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示しているもの。

(6) テーマ公園又はテーマ施設

特徴的な概念(テーマ)を表現し、体験するために作られたもの。

(7) その他

上記のほか、日本政府観光局(JNTO) JNTO認定の観光案内所、国土交通省に登録された「道の駅」を含め、観光目的地となり得る施設(ただし、飲食店、小売店、宿泊施設、公衆浴場等を除きます。)

補助対象となる経費

感染症対策のために観光施設に設置する機器等の購入に要する経費(ただし、使用可能期間が1年未満のものや消耗品は除きます。)が補助の対象となります。

(例)

- ・入場口に設置する赤外線サーモグラフィー、非接触体温計
- ・手指消毒器、足踏み式消毒器スタンド
- ・受付窓口に設置するアクリル板、パーテーション
- ・従業員用のフェイスガード
- ・待機列等に設置する間隔保持用ポール

ご相談はこちらまで

観光庁外客受入担当参事官室 03-5253-8972

申請書類等はこちらをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000121.html

